解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十六日神戸地方裁判所姫路支部の解散命令確定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十日

兵庫県姫路市城北新町三丁目一番三三号

宗教法人敬神金山教会

清算人　藤原　政美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月三十日寄附行為で定めた存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十日

高知県高岡郡椙原町広野六四七番地

財団法人椙原町若者定住農林業振興基金

代表清算人　矢野　富夫

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十日

佐賀県佐賀市高木瀬町大字東高木七六四番地一

財団法人佐賀県緑化流通センター

代表清算人　富安　正彦

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年四月八日開催の組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十日

熊本県菊池市隈府七二六番地一

菊池酪農牧野改良農事組合法人

清算人　森山　良助

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十日

宮城県加美郡加美町字北町二番一三九番地の一

社団法人加美郡医師会

代表清算人　有馬　恒彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十八日文部科学大臣の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十日

群馬県高崎市八千代町二丁目四番二号

学校法人堀越学園

代表清算人　福田　星人

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十九日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十日

福井県敦賀市中央町二丁目一番一号

社団法人敦賀港振興協会

清算人　河瀬　一治

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十日

岐阜県恵那市長島町中野字松葉二三八番地の一

農事組合法人恵那養豚組合

清算人　横山　眞直

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十日

兵庫県明石市材木町九番一九号

財団法人浄行寺愛児園

代表清算人　日野　弘晶

代表清算人　日野　俊江

代表清算人　木下　二郎

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年三月二十九日奈良県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十日

奈良県天理市川原城町六〇五番地

天理市土地開発公社

清算人　福井　常夫

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十日

徳島県三好市池田町マチ二二二九番地の八

財団法人蔦学園

代表清算人　蔦　貞子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十日

千葉県旭市ロの三五六番地

財団法人坂本学園

代表清算人　坂本　昌子

代表清算人　坂本　稔

代表清算人　坂本　英夫

代表清算人　玉田　昌代

代表清算人　松川真利子

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為第三十二条第一項の規定により存続期間が満了し、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十日

鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津八七二番地一五

財団法人うなばら福祉事業団

清算人　石　操

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十日

広島県府中市阿字町九六一番地

財団法人阿字報松会

代表清算人　森田　昇三

解散公告（第三回）

当組合は、臨時総会の決議により平成二十五年三月三十一日に解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十日

山口県下関市彦島西山町一丁目一番一号

エム・シー・エス労働組合

清算人　川脇　利也

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十日

福岡県朝倉市秋月野鳥五三二番地の二

財団法人秋月郷土館

代表清算人　黒田　長栄